

「保育ルーム・上新庄」「保育ルーム・菅原」登園許可書（治癒証明書）

利用園児名： _____

保護者氏名： _____

証 明 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所・登園可

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消滅し、全身状態がよくなるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態がよくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認めるまで
ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普通の食事が摂れるようになるまで
マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可
ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普通の食事が摂れるなら登園可
手足口病	全身状態が安定しており、普通の食事が摂れるなら登園可
伝染性膿痂疹（とびひ）	感具を覆えれば登園可 覆えない時は、痂皮が脱落するまで

※ 保育所・保育園生活での注意事項

(_____)

医療機関名

医 師 名